

徳島河川国道事務所と吉野川市の河川情報の提供に関する協定書

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所（以下「甲」という。）と吉野川市（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川情報・映像情報等（以下「提供情報」という。）を乙に提供すること（以下「配信」という。）及び、乙が収集する防災情報を甲に配信することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する提供情報及び乙が収集する防災情報をそれぞれ配信し、甲・乙が配信された情報をもとに、地域住民の水害、地震、津波等の予防及び迅速な避難等に役立てることを目的とする。

（配信情報）

第2条 甲が乙に配信する情報は別表1の項目とする。

2 乙が甲に配信する情報は別表2の項目とする。

3 甲又は乙は、配信する情報を変更することが生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。

4 甲又は乙は、新たに本協定書に合致する内容の情報収集が可能となった場合には、速やかに配信が行えるよう努力するものとする。

（配信情報の運用期間）

第3条 甲又は乙が配信する提供情報、防災情報の運用期間は、常時（24時間）を原則とする。

2 設備の点検保守時、故障等（機器障害）の場合並びにその他特別な事由がある場合について、甲又は乙は配信を一時停止することができるものとする。

（映像情報の選択等）

第4条 甲から配信する映像情報の選択については、乙により行うものとする。

（配信施設の構成等）

第5条 情報の配信施設の構成・責任分界及び設置場所は、別表3及び別図のとおりとする。

2 甲又は乙は、前項について変更することが生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用負担）

第6条 情報の配信に必要な施設の設置及び維持管理に要する費用は、甲の施設については甲が負担するものとし、乙の施設については乙が負担するものとする。

但し、甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の設置場所及び施設の使用する電気料は乙が無償提供するものとする。

(財産の帰属)

第7条 この協定に基づき甲の設置する施設は甲に帰属し、乙の設置する施設は乙に帰属するものとする。

2 情報は配信するものに帰属し、配信されるものが情報データの複製等を必要とする場合及び第1条の目的外に利用する場合は、あらかじめ配信するものの承諾を得るものとする。



(協議事項)

第8条 この協定に規定されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間等)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成20年 3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の有効期間を1年間延長したものとし、その後もまた同様とする。

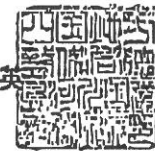
この協定書締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年12月21日



甲 四国地方整備局徳島河川国道事務所長

佐々木 一英



乙 吉野川市長

川真田 哲哉



別表1 甲が配信する情報内容

情報種別	情報内容	項目	備考
提供情報	河川情報	雨量データ 水位データ	
	映像情報	河川系CCTV画像	

別表2 乙が配信する情報内容

情報種別	情報内容	項目	備考
防災情報	映像情報	防災カメラ画像	

別表3 配信施設の構成

情報種別	数量	責任分界	設置場所	備考
市町村向配信装置	1式	甲	四国地方整備局	
CCTV制御装置	1式	"	徳島河川国道事務所	
光伝送装置	1式	"	"	
光成端箱	1式	"	"	
機器収容箱	1式	"	吉野川市	
光成端箱	1式	"	"	
光伝送装置	1式	"	"	
表示端末装置	1式	乙	"	